

小規模特認校制度の実施に係る附帯意見

神河町学校教育審議会における審議を経て、令和８年３月に答申された「神河町立小学校・中学校の望ましい学級数・望ましい１学級当たりの人数」の提言（小学校は１学年１学級以上が望ましい）を踏まえれば、本町において小規模特認校制度を導入する場合は、複式学級の解消を目的とすることが重要である。

同答申の諮問項目１「長谷小学校については、神河町の状況を考慮すると複式学級を直ちに解消することは困難であるため、他市町の制度（小規模特認校制度等）を研究・検討することが望ましい」及び、諮問項目２「長谷小学校の校区に関しては、現在の校区を基本としつつ、小規模特認校制度や特定地域選択制の導入も視野に入れて検討することが望ましい」との提言を尊重し、「小規模特認校制度」及び「特定地域選択制」を導入する。

ただし、小規模特認校制度については、答申の提言にもあるように複式学級の解消を目的とし、毎年度の出生者数、他市町からの転入の状況及び制度利用状況を勘案しながら、答申の期間を目途に学校の統合も視野に入れながら本制度の継続若しくは廃止を毎年度検討することとする。

令和８年８月２４日

神河町教育委員会